

『菩薩戒本宗要』の流通と

註釈書の現況及びその要点

東国大学校仏教文化研究院HK教授

金

天鶴



## 一、はじめに

中国と日本では韓国僧侶の註釈書が多数作られている。<sup>1</sup> その中で最も多く作られたのは、新羅撰述説が主張されるものの、未だ議論の絶えない『釈摩訶衍論』に対する註釈書であり、これを除けば太賢の著述に対する註釈書が次に多く、『広積本母頌』『菩薩戒本宗要』『梵網經古迹記』がその対象となる。

中でも中国と日本で註釈されたのは『広積本母頌』で、中国の僧侶道峰の序文があり、日本で三十種以上の註釈書があるのは『菩薩戒本宗要』（以下『戒本宗要』と略称）であり、『梵網經古迹記』（以下『古迹記』と略称）には約六十種余りに及ぶ日本の註釈書がある。このうち、本解題では、中国と日本で注目された『戒本宗要』について論ずることにしたい。それは序文と註釈より太賢という人物や思想に対する中国と日本の認識が読み取れるし、さらに東アジア仏教における戒律観の変化が言えるからである。

そこで、まず『戒本宗要』そのものの流通と思想内容について簡略にまとめたい。註釈書の傾向をみて、義記の意味、太賢の系譜、宗要の意味、有心という四つの論点から、太賢の『戒本宗要』をめぐる解釈の傾向を垣間見ることにはしたい。

## 二、『菩薩戒本宗要』の流通と重要内容

### (一) 『菩薩戒本宗要』の流通

太賢の『戒本宗要』の現在の流通の状況については、先行研究に詳細にまとめられている。<sup>4</sup> それによると、十二世紀の写本をはじめ十七世紀の木版本、木活字本などがあり、日本でしか流通していない。なお、現在確認される最も古い『戒本宗要』は東寺観智院本のように、一一六一年の筆写記録があり、道峰の序文が付いている。<sup>5</sup> その書誌は次の通りである。

平安時代永暦二年写、朱点(区切点・声点) 卷子本、楮紙

〔外題〕菩薩戒本宗要 〔内題〕大賢法師義記一卷 〔尾題〕菩薩戒本宗要一卷 〔奥書〕永暦二年九月十日亥尅許／奉書了仏了序説之／一交了(朱書)「同月十二日未尅許移点了」／(別筆)「観智院」

その他、現在実物や目録上で確認できる『戒本宗要』は〈表一〉のようである。殆どが一巻本であるが、特異事項は備考に記しておく。<sup>6</sup>

〈表一〉『菩薩戒本宗要』の所在地

番号	刊行年	所蔵処	刊行形態	備考
①	一二七五(建治元)	戒学院	写本	
②	一三二八(文保二)	戒学院	写本	願主法眼永実
③	一三二四(元亨四)	大須文庫	写本	二帖
④	一三四七(貞和三)	西大寺	写本	(別筆一) 英心 (別筆二) 南都不退寺高円
⑤	一三五九(正平十四)	東寺観智院	写本	叡空奥書本
⑥	一三五九(正平十四)	東大寺	刊本	西大寺版
⑦	江戸初期	身延山大図書館	古活字本	
⑧	一六四四(寛永二十二)	国文学研究資料館	刊本	
⑨	一六五一(慶安四)	京都大図書館	刊本	
⑩	一六七一(寛文十一)	龍谷大図書館・高野山大図書館	刊本	覚雲〔編〕
⑪	一六七五(延宝三)	東洋大哲学堂・高野山図大図書館・大正図書館・龍谷大図書館	刊本	科分、道峰

⑫	一六九五（元禄八）	龍谷大図書館	刊本	科図、道峰
⑬	一七二二	薬師寺金蔵院	写本	二冊
⑭	江戸	東向観音寺	写本	宗要と義記序と二種類
⑮	江戸（一六五九以前）	身延文庫	写本	宗要ノ科本、道峰

これで観智院本を含んで十六種となる『戒本宗要』の情報を集めたが、まず、①戒学院の写本は、観智院本の他に次に古い。義記序があるかどうかの情報源はないが、②と同系統の写本である。③からは義記序が付されている。③大津文庫の写本は公開されている。二帖となっているが、二つの『戒本宗要』の写本が合冊されて一冊となっていることを意味する。一三二四年の刊記がある。但し、二つとも一三二四年に筆写されたとは思えない。④・⑤・⑥は、西大寺系統のものとして同じ系統の写本と刊本である。⑦身延山大学のもものは古活字本という点で珍しい。⑧国文学資料館のものも公開されているし、⑨京都大学のもものは蔵経書院本であり、続蔵経の底本であったと思われる。ここまでは記と本文の構成であるが、⑩覚雲「編」のものは、科文の中に本文を入れたものである。その刊記では『戒本宗要』が戒律の中核であると高く評価しており、これ「『戒本宗要』を読むと持犯の開遮のことが容易く分かり、この意味を覚ると諸々の戒の道理が自ずと明白になると言っている。それから、今までに行われていた叡尊の科文はそのままでは分かり難いので、覚雲が、その科を分けて、章の間に入れておき、並びに字を訂正したことが書かれている。この奥書によって、江戸時代における『戒本宗要』の機能に関する認識と、『戒本宗要』を読む際に叡尊の科文が羅針盤として活用されていたことが裏付けられよう。それに、科文と本文とが別々になつては、『戒本宗要』の中身が掴み難かった事実も露呈している。それで、覚雲本人が科文を本文に入れて分かり易くしたとも言っている。

なお、科文が頭註のような科図となっているものもある。それは、⑪と⑫である。「日本古典籍総合目録データベース」を検索すれば、「統一書名：菩薩戒本宗要分科、著者：道峰、国書所在：【版】〈延宝三版〉竜谷〈元禄八版〉竜谷」とあり、同様の形式のものとされている。龍谷大学の情報には、〈延宝三版〉は「出版・頒布事項 京都：村上勤兵衛刊、延宝三年（一六七五）／その他の標題表紙タイトル…（科分）菩薩戒本宗要／その他の標題 異なりアクセスタイトル…菩薩戒本宗要分科」との記載があり、〈元禄八版〉は「出版・頒布事項

京都・村上勘兵衛刊、「元禄八年（一六九五）跋」／その他の標題 表紙タイトル…（科図）菩薩戒本宗要／その他の標題 異なりアクセス  
タイトル…菩薩戒本宗要分科」となっている。これは両方とも村上勘兵衛の刊行なので、一六七五年から二十年後の一六九五年に再刊し  
たものと思われる。ところで、身延文庫には身延山第二十七世日境（一六〇一～一六五九）の花押の押印がある、これらと同じ形式のも  
のが所蔵されている。それが⑮である。表紙は「道峰 菩薩戒本ノ宗要ノ科本」となっており、⑪・⑫と同様に、科文の下に序と本文が  
書写されている。日境の生没年代からみて、〈延宝三版〉より二十年ほど早いものと考えられる。すると、頭註のような科図は、⑪・⑫の  
刊本より身延文庫の写本が早いことになる。なお、⑪・⑫の科文は序にはなく、本文から始まっている。よって、今のところ身延文庫の  
写本は科図形式のものとして価値の高い写本となる。また、覚雲のように叡尊の科文を章に入れた形式を作る前に、頭註形式の科図が先  
に流行したことも言える。なお、当然ながら、分科は叡尊の作で道峰の作ではない。⑬薬師寺金蔵院は未見であるが、二冊というのは、  
二つの『戒本宗要』が入っているからであろう。⑭東向観音寺の『戒本宗要』は二種類ある。現在、真言宗泉涌寺派の寺である東向観音  
寺には、十二函に『菩薩戒本宗要』（一七頁）と『大賢法師義記序』（二二頁）がある。目録から判断してみると、前者には序文がないも  
のと思われる。なぜ、一つの寺に二つの系統の写本があるのか調査の必要が生じる。なお、『戒本宗要』の所在処も増えることと思われる  
が、こうした問題は今後の課題としたい。

以上、『戒本宗要』の流通について検討してみた。写本・刊本、そして科文の付されているものの二種類、そして義記序のあるもの・な  
いものが想定できた。その中で、覚雲の奥書によって江戸時代までの『戒本宗要』の重要性、そして叡尊科文の活用についても分かるよ  
うになった。その中、身延山大学の古活字本や、頭註の科文の付されている写本の存在は、それぞれ特殊なものであると言える。そ  
こで、これらの研究をさらに進めていくためにも、本資料叢書では、この⑦身延山大学附属図書館所蔵の古活字本を影印にて掲載した。  
ここでは古活字本の書誌について紹介し、今後の更なる『戒本宗要』の流通調査が必要であることを付言したい。古活字本の書誌情報は  
次の通りである。

身延山大学図書館所蔵古典籍目録（貴重本）資料番号一七四

線装本、一巻一冊。法量は縦二七・八センチメートル、横一九・三センチメートル。表紙は改装、「戒本宗要 完」「身延本院文庫」

と墨書され、身延山大学のラベルが貼付される。本文十五丁。前・後に遊紙一丁。一丁表に「太賢法師義序 大薦福寺僧道峯撰」三丁表に内題「菩薩戒本宗要一卷 青丘沙門太賢撰」とある。版心は双花口魚尾「戒本宗要 一」。無辺無界、九行十九字、白文。本文は十五丁表「菩薩戒本宗要一卷」で終わり、刊記はない。

なお、身延山大学附属図書館には、『菩薩戒本宗要』の古活字本がもう一本所蔵される。

身延山大学図書館所蔵古典籍目録（貴重本）資料番号一七三

線装本、一巻一冊。改装。法量は縦三〇・二センチメートル、横一九・一センチメートル。他は右と同じである。右の古活字本は改装の際に天地が裁断されたものと考えられる。

## （二）『菩薩戒本宗要』の重要内容

ここで『菩薩戒本宗要』の内容を検討する。鑑真が中国から七五四年に日本へきて菩薩戒を授けたと言われる。彼の弟子である法進は『梵網經』註釈書を残し、七三六年に来日した道璿も『梵網經』註釈書を著した。言わば、日本戒律の正統派とも言える。ところで、善珠は『梵網經略疏』において太賢の『古迹記』を中心に据えていることが知られている。なお、最澄の戒律関連のものにも『古迹記』が日本天台の円戒思想を支える重要な根拠の一つとして使用されていたほど、奈良時代から平安時代にかけて太賢の『梵網經』関連の文献が注目される。後に鎌倉時代に入って日本における『梵網經』研究は、智顛や法蔵のように天台宗や華嚴宗の中心人物の『梵網經』註釈書があるにも関わらず、それらの註釈書より太賢の『古迹記』や『戒本宗要』が最も重視される。吉津氏はこうした傾向の背景に、太賢の菩薩戒の思想と、『華嚴經』『梵網經』を同一視することによって『梵網經』を絶対化する流れにあったと推測し、こうした態度を一乗のイデア（一乗主義）と命名した。即ち太賢の菩薩戒思想は、日本仏教の一乗主義に相応しいものとされていたと想定できる。<sup>11</sup>

太賢の『戒本宗要』は、『古迹記』を著す前に菩薩戒の要点をまとめた著述であり、『古迹記』の礎になったと評価されており、<sup>12</sup>現在二つの訳注がなされている。<sup>13</sup>『戒本宗要』冒頭には

今依此經積持犯要。略有三門。一申經意門。二能所成門。三修行差別門（大正四五・九一五中）

今この經によつて誤りから守る要点をまとめると、だいたい三つの門がある。一には、經の意味に関する説明。二には、菩薩戒を受ける側と菩薩戒の内容に関する説明。三には、様々な修行に関する説明である。

とあるように、太賢の菩薩戒思想を知るために適切な文献となる。<sup>14</sup>

第一の申經意門では、「經曰。梵網經盧遮那仏説菩薩心地品」（大正四五・九一五中）と始まるので、ここで指している菩薩戒とは『梵網經』であることが分かる。

第二の能所成門では、まず、能成門において經典でいう一切有心者（能成者）について論じ、一切善を修して一切清淨を得ることを求めるが、『涅槃經』より「發心畢竟二無別」（經文には二不別）という文を引用したうえで、初發心の重要性を強調していることが言える。次に所成門とは、菩薩戒の相が三際にわたつて決まっていると言いつつながら、具体的に三つに分ける。一は受不同相（戒を受けるに同じでない様相）、二は犯不同相（犯する範囲の同じでない様相）、三は捨不同相（捨に同じでない様相）である。一の受不同相では、菩薩戒は七遮を除いて、重ねて受けることも含め、一切が受得できると言われるが、十重を犯すれば、現身では戒を受けられないのが太賢の立場である。<sup>15</sup>二の犯不同相では、菩薩と声聞の犯不犯の解釈が異なることを中心に述べている。それは、菩薩は身・語・心の戒を揃えるのに対して、声聞は身・語の戒しかないからである。また、性罪の現行をめぐつて、菩薩戒においては犯と思われても、犯でなく返つて功德が生じるケースを紹介している。三の捨不同相では、重罪を犯した場合に捨てることと捨てないことを規定している。例えば比丘などは重罪を犯した時に、皆が淨戒を失うが、菩薩は一部しか失わないと言いつつ、これが弥勒の説だと述べている。こうした不同に關する解釈は後の鎌倉時代に議論を巻き起こしている。

第三の修行差別門は四つに分かれる。一には親近善士門（善き人に近づく門）、二には聽聞正法門（正法を聞く門）、三には如理作意門（道理に適合させて意志を作る門）、四には如説修行門（説法に相應しく修行する門）である。

まず、菩提に向かうためには良き人に会うのが最優先である。よつて、親近善士門があるわけである。次に、その菩提のために正法を聞くことを強調しているのが聽聞正法門である。<sup>16</sup>なお、四事を觀察して、四倒を治すべきことを説くが、これが如理作意門である。その



次が如説修行門であり、『戒本宗要』の中心となる門である。<sup>17</sup>ここでは、十地を超えることを誓い、菩提に対して遠志をもって出家して、戒定慧の中で説かれるままに修行することをいう。<sup>18</sup>そしてこの修行に対してまた四つに分けて説明する。一は護正念門、二は波羅密多勝門、三は軽重性門、四は持犯相門である。

一の護正念門では、愛したい対象、自分の考えと相違する場面、両方を伴う境界において作るべき念について説明する。<sup>19</sup>二の波羅密多撰門では、波羅密多（彼岸に到達する）のための修行について説いている。包摂の観点からは一行が一切行を撰し、時間の観点からは、一念が無量の時間であり、この一念の中に一切の修行があると説明している。三の軽重性門では、菩薩の禁戒に十重四十八輕戒があることを述べて、菩薩戒は意地を根本とすることを示している。最後に三聚戒を根本とすると明言する。則ち菩薩戒の五十八戒は三聚戒にまとめられるとのことである。四の持犯相門は最も長く、総相門、別相門、究竟門に分ける。

まず総相門では、犯不犯と作の関係、犯不犯と罪の関係、罪と業の関係を述べる。これと関連して提起される捨の問題について、菩薩戒の中では受法はあっても捨法はないと結論付けている。次の別相門では自讚毀他について四句をもって説きながら、戒律と緩の関係などについて論じている。最後の究竟門では犯不犯の相は不可得であることとする。これが『戒本宗要』の大要であるが、前述の覚雲の評価にあるように、短い文章に戒律の要点をまとめているが、鎌倉時代において日本律宗の復興にあたり重要視されたこともあり、多くの註釈書が現れる。以下、その註釈の傾向と重要内容について検討してみよう。

### 三、『菩薩戒本宗要』に対する日本の註釈書現況と註釈傾向

#### (一) 『菩薩戒本宗要』に対する日本の註釈書現況

『戒本宗要』に関しては日本の註釈が多いが、その理由の一つは『戒本宗要』に大薦福寺道峰の序文があったからではないかと思われる。『戒本宗要』に道峰の序文が付されていることは、『戒本宗要』が中国に入ってから関心を惹いたということであろう。大薦福寺道峰に関

しては知られていない。すでに指摘されたように『東域伝灯目録』に「同（＝瑜伽）論決拵補欠抄五卷（大薦福寺道峯所出）」（大正五五・一一五七上）という記録から、一〇九四年以前に活動した法相唯識僧であることが確認される。<sup>20</sup> 中国に早くも序文が著されたものの、本文に対する註釈書は日本のものしかない。『戒本宗要』の註釈書に関しては『仏書解説大辞典』と『律宗文献目録』を通じてまとめられたものがある。<sup>21</sup> なお、「日本古典籍総合目録データベース」において「戒本宗要」で検索すると、十七種類の註釈書目録が表示されるのみである。<sup>22</sup> これらの情報を合わせて現存している註釈書を大体の年度順にまとめると〈表二〉のようになる。<sup>23</sup>

〈表二〉『菩薩戒本宗要』の註釈書

番号	著者	文献名	著述・刊行年度
①	覚盛（一一九四～一二四九）	菩薩戒本宗要雜文集一卷	著一二二九（安貞三）
②	叡尊（一二〇一～一二九〇）	菩薩戒本宗要科一冊	著一二七五（文永十二）
③		菩薩戒本宗要輔行文集二巻	著一二八五（弘安八）
④		宗要聞書第一	刊一二九五（永仁三）
⑤	定泉	菩薩戒本宗要拾遺鈔二巻	著一二九六（永仁四）
⑥	英心	菩薩戒本宗要拾義鈔一冊	著一三四七（貞和三）
⑦	不詳	菩薩戒本宗要枢鏡文集二巻二冊	刊十三～十四世紀
⑧	不詳	菩薩戒本宗要見聞集巻上一冊	刊十三～十四世紀
⑨	不詳	宗要足益勘文集二巻	刊一三四五（興國六）
⑩	公基	菩薩戒本宗要聞書一卷	刊一三七四（応安七）
⑪	不詳	菩薩戒本宗要玉華鈔三冊	刊十四世紀
⑫	不詳	宗要抄物第一、第三、第四	刊一五二五（大永五）

②9	思玉	菩薩戒本宗要序解並略解一卷	
②8	不詳	菩薩戒本宗要科分一帖	
②7	不詳	菩薩戒本宗要二卷抄二卷	
②6	泰州	菩薩戒本宗要贊成記二卷	刊一七四三
②5	不詳	菩薩戒本宗要録二卷二冊	刊一七二二(享保七)
②4	通玄	菩薩戒本宗要資糧鈔引扱二卷	
②3		菩薩戒本宗要資量鈔一卷	刊一七〇七(宝永四)
②2	法俊	菩薩戒本宗要助講二卷	刊一六九八
②1	道峰?	菩薩戒本宗要分科一卷	刊一六九五(元禄八)
②0	正直	菩薩戒本宗要纂註二卷二冊	刊一六九〇(元禄三)
①9	正亮	菩薩戒本宗要簡註三卷三冊	刊一六九〇(元禄三)
①8	寂隱	菩薩戒本宗要関解三冊	刊一六八〇(延宝八)
①7	高印	菩薩戒本宗要拾義一卷	刊一六六二
①6	不詳	菩薩戒本宗要抄物四冊	刊一六三二(寛永九)
①5	不詳	菩薩戒本宗要序抄一卷	刊一六一一
①4	仙祐	菩薩戒本宗要抄二卷一冊	刊一六四七(正保四)
		菩薩戒本宗要鈔二卷一冊	刊一五六五(写)
①3	不詳	宗要抄第一、第三、第四	刊一五五九(永禄二)

〈表二〉について補足する。まず、道峯序に対する註釈は、太賢や『戒本宗要』に対する総体的な認識と関連付けられるので、全部で確認が取れたわけではないが、道峯序を基準として補足する。最も早い①覚盛には序の註釈があるが、三か所のみ註釈に利用されている。<sup>24</sup>

②叡尊は科文であるので省略し、③叡尊は序を釈していない。④『宗要聞書』は一卷であり、既存の研究では双照写と紹介されているが、東大寺写本を確認すると双照之である。これは双照伝承本という意味なので、双照は筆写した人ではない。この写本は序の最後まで註釈して一卷が終わる。語句を選んで解釈しているので、一部欠落もあるが、現在確認される限りでは、序に対する初めての詳しい註釈である。但し、講義録で走り書きの故に文字が読みにくく、崩し字を起こさないとすぐには研究に利用できる状態ではない。<sup>25</sup>⑤定泉と⑥英心はともに京都大学図書館よりイメージが提供されているように、序の註釈が付いていない。⑦と⑧にもない。<sup>26</sup>⑨と⑩公基は未確認である。⑪には巻数からみるとあるはずであるが、現存しているものは巻中の「題云菩薩戒本宗要一卷者」からであり、序の註釈は欠落している。⑫は四巻のみ現存しているので序文の存在は確認できない。⑬は未確認である。⑭仙祐には完全な註釈がある。版本であり、⑭を通じて④の文字が読めることもあるので、⑭を序の註釈に対する研究の出発としても良いと思われる。<sup>27</sup>⑮は序の註釈のようで、その後の文献には⑳通玄の一卷にも序の註釈があることからみて、未確認のものもあるが、大体序の註釈が付いていると思われる。今のところ、⑭は太賢の『戒本宗要』に対する認識を調べる際に非常に重要な情報を伝えていると思われるので、次節からこれを中心に註釈書の流れについて検討したい。

なお、現存していない註釈としては頼瑜（一二二六～一三〇四）の『菩薩戒本宗要略抄』一卷、凝然（一二四〇～一三二一）の『菩薩戒本宗要序記』一卷、著者不詳の『菩薩戒本宗要七日抄』などもあり、『戒本宗要』の註釈書は三十三種類ほどに達する。とはいっても、これが『戒本宗要』の註釈書のすべてではない。例えば、②叡尊は、科文が単独で流通されたものであるが、〈表一〉の⑩のように後に科文を本文に入れて寛文十一年には『科入戒本宗要』が刊行されるが、<sup>28</sup>これも註釈の一種類になる。〈表一〉⑮も同様である。なお、既存の研究情報に含まれていない文献に心性院日遠（一五七二～一六四二）が一五九六年に著した『菩薩戒本宗要私』が身延文庫に所蔵されている。<sup>29</sup>この文献の存在は、太賢の『戒本宗要』に対して広い宗派からの関心が寄せられていたことの証としても重要であり、その内容の検討は鎌倉時代以降における戒律思想の伝播という点からも重要であるので、本資料叢書において影印を掲載している。日遠『菩薩戒本宗要私』についての詳細は、本書収録の桑名法晃「身延文庫蔵 心性院日遠『菩薩戒本宗要私』の一考察」を参照されたい。

これで三十六種ほどの『戒本宗要』の註釈書が存在することになる。その中で、本格的な註釈書とは言い難く、科文と関連している〈表一〉の②・⑪・⑮と、〈表一〉の⑩・⑮を除いても三十一種に達することになる。これは太賢の『梵網經古迹記』に対する註釈書の六十種

余りに凡そ半数ほどを占めている。大谷由香氏は、鎌倉時代に律宗復興の中心人物であった貞慶が自説を補うために太賢の『古迹記』を活用したり、唐招提寺で『古迹記』を講義し、なお、俊祐の帰国前後に伴い『古迹記』に対する関心が高まったとする<sup>31</sup>。そして、このような太賢の『古迹記』研究ブームとともに『古迹記』を理解するための綱要書として『戒本宗要』が新発見されたと言っている<sup>32</sup>。要するに『戒本宗要』は菩薩戒を理解するための思想的基準となったと言ってよからう。以下、『戒本宗要』の註釈書における論点をまとめ、今後の更なる研究において礎としたい。

## (二) 『菩薩戒本宗要』註釈書の論点

### (一) 義記の意味

道峯序文の完全な註釈が存在する(表二)の⑭『菩薩戒本宗要抄』(以下『宗要抄』と略称)であるが、本書著者は仙祐であり、版本と写本が存在する<sup>33</sup>。『宗要抄』は道峯の序と『戒本宗要』の本文をほぼ余すところなく註釈した文献であるが、序の註釈において本浄房という人物が六回にわたり名指しされ、そのうち五回は師の名を借りて批判されている。これは『戒本宗要』の註釈をめぐって論争が起こったことを意味する。この本浄房に対する批判内容は、『宗要抄』を通じて道峯の序に対する理解の変化をみるうえで重要である。その中で、最も重要だと判断される最初の一例のみを紹介することにした<sup>34</sup>。

①義記者。古義云(本浄房云)…今宗要記菩薩戒本之大義。故此宗要名義記。(云云)師云。此義不尔。今序為体。全非宗要序。只是太賢法師徳序也。(序一裏)

義記とは古義にいう(本浄房がいう)「今の『戒本』宗要」は菩薩戒本の大義を記したものである。だから、この「宗要」「義記」と名付ける」と云々。師がいう。「この意味は本浄房のいうとおりではない。今の序は体となり宗要の序にはまったくくない。ただ、これは太賢法師の徳を述べるものである」と。

まず、本浄房は誰なのか。註三三からも分かるように、②有抄云（本浄房）と、④本浄房抄物という表現から推測できるように、本浄房は「抄物」を著して『戒本宗要』の序文を註釈した人物であることは間違いない。旧稿では本浄房を浄土宗の道教顕意（一二三九―一三〇四）に想定したが、それは証拠不足であると言わざるを得ない。ところで、本浄房ともかわる重要な情報が一つある。則ち〈表二〉の④『宗要聞書』（一二九五年写）には以下に紹介する本浄房と同様の説に対して和上の義をもって否定する。すると、本浄房は少なくとも一二九五年以前の人物である可能性が高くなる。批判対象が誰なのかによつて『宗要抄』に関する解釈も変わるので、今後定める必要がある。

次に批判内容を簡単にみる。①の論点は、「宗要」と「義記」は異名同義であるという本浄房の意見に対する批判である。『宗要抄』では師の権威を借りて、本浄房の意見は間違いで、『義記』の序は太賢の徳を述べたものだといっている。これは太賢の徳は「宗要」に限定するのではないから、「宗要」と「義記」は異なるという意味になる。事実上、「大賢法師義記序」という場合、「義記」が何を指しているかは論難の余地を残していると思われるが、〈表二〉の⑱『菩薩戒本宗要関解』（一六八〇年）から㉓『菩薩戒本宗要資量鈔』に至るまで『宗要抄』の意見を受け入れている。なお、これに関しては本書で紹介する日遠の『菩薩戒本宗要私』も同様である。

## （2）太賢の系譜

『宗要抄』の道峰序の註釈では太賢について次のような系譜認識をみせている。

持公云…唐三蔵有三千人門徒。撰之以七十人達者。此中之随一名西明師（円測師也）。彼門弟云道証師。（中略）太賢彼道証師之弟子（云云）。（序一表）

持公がいう。唐三蔵に三千人の門徒がおり、その中で七十人の達者を選ばれるが、その中の第一は西明師である（円測師）。彼の門下の弟子に道証師がいる。（中略）太賢はその道証師の弟子である（云々）。

下線の「随一」の意味は第一である。持公については不詳であるが、ここで注目すべきは、玄奘の弟子の中で最も優れた弟子を基では

なく、円測と言っていることである。円測を玄奘の弟子達の中で最高とみる説は既に指摘されたように、唐招提寺照遠の『梵網経下巻古迹記述迹抄』（一三三三年）に由来する。<sup>38</sup> それ以来、円測を第一にする解釈は太賢の著述を註釈する際に受け継がれる。まず、一六四四年の刊本からみられる『梵網古迹抄』に『述迹抄』をそのまま受容する。<sup>39</sup> そして一六九〇年『菩薩戒本宗要纂註』からも「日本の古徳によって伝わることによると「本朝古徳相伝曰」として、單純に個人の意見ではなく日本の伝統であると言っている。<sup>40</sup> なお、日遠の『菩薩戒本宗要私』も『宗要抄』の文章をそのまま引用していることが確認される。よって円測が玄奘三蔵の最もすぐれた弟子という認識と、彼の流れを汲む太賢という認識は律宗だけでなく、浄土宗や日蓮宗においても共有されていたことが分かり、日本の宗派において抵抗なく受け入れられていたことが想定されるのである。

### (3) 「宗要」の「宗」の意味

『戒本宗要』の「宗」は何を指しているのか。『宗要抄』では二つの意味があるとする。一には誠悪行（悪の行いを戒める）を宗（核心思想）とする。これは太賢の『上巻古迹』の宗趣門を文証としている。<sup>42</sup> 二には持犯（持つことと犯すこと）を宗とする。これは『戒本宗要』の「今この經典により持犯の要点を解釈する」を文証としている。<sup>43</sup> なお、『宗要抄』では『戒本宗要』に元曉『持犯要記』の影響を強調するが、<sup>44</sup> こうした見解も宗に関する『宗要抄』の主張と無関係ではない。ところで『宗要抄』ではその後三聚を宗とするもう一つの説を出している。しかしながら三聚とはつまるところ、悪行を戒めることなので三つ目の説は、初めの説と異ならないと『宗要抄』ではみている。<sup>45</sup> これによって、『宗要抄』が『菩薩戒本宗要』の宗について、誠悪行と持犯の両方を宗として認めていたことが分かる。ところで、こうした論議は、〈表二〉の⑤『菩薩戒本宗要拾遺鈔』（以下『拾遺鈔』と略称）を伝承したとみられる。則ち『拾遺鈔』は

宗要者古來有二義。一義云。以十重四十八戒為宗。以上卷古迹為証也。彼云…明宗趣者、初以心行為宗（文）。後開教正行誠惡行二門。尤下卷十重六八為宗見也。一義云…持犯為宗。師伝云…此文源起從持犯要記。（四表）

といい、下線のように『宗要抄』では『拾遺鈔』の二つの解釈を踏襲している。『戒本宗要』が元曉の『持犯要記』を源とする説も『拾遺

『鈔』に由来することが認められる。『宗要抄』ではここに「三聚戒」を宗とする説を紹介するものの、誠悪行と同様であるといい、つまるところ、太賢から由来する二つの説にしぼっている。なお、三聚戒を宗とする説は、法蔵の『梵網經菩薩戒本疏』の主張である。<sup>46</sup>このように『宗要抄』では法蔵の説を太賢の説に会通させるが、そうした例は定泉の『梵網經古迹記補忘抄』（以下『補忘抄』と略称）からみられる。<sup>47</sup>定泉は法蔵の定義は下巻のみに限定されるが、太賢の定義は上・下巻を通じているとし、太賢を擁護する。<sup>48</sup>こうした事実から『宗要抄』の著者である仙祐の、太賢の『戒本宗要』と『古迹記』の註釈書を中心に据え、他の説をも受け入れていたという姿勢が読み取られるのである。

#### （4）「有心」の解釈をめぐる

『戒本宗要』では「能成者」（戒の主体者）を解釈するために『梵網經』の「一切有心者、皆應撰仏戒」（大正二四・一〇〇四上）という偈を引用するが、<sup>49</sup>その中で「一切有心者」の「有心」をめぐる解釈が分かれる。

有心者、寂師意菩提心見。彼云…謂一切衆生有成仏信心、皆應撰受諸仏戒也。（文）既云…成仏信心即是菩提心也。若依今師解釋有心者情識也。具情識者、必可受菩薩戒。（為言）指菩提心非云有心。古迹意如是見。彼云…応者容也。有障無性不成戒故。（云云）有心若菩提心、何如是可釈乎。故有心者有情識義也。（上七表）

「有心」について、義寂師は菩提心とみている。義寂は「一切衆生は仏となる信心を持っており、みなもろもろの仏の戒を撰受できる」（文）<sup>50</sup>と言っている。すでに「仏となる信心」と言ったので則ち菩提心である。太賢の解釈によると「有心」とは「情識＝普段の心」である。「情識者は必ず菩薩戒を受けるべく」（というなり）。菩提心を指して「有心」とは言わない。『古迹記』の意図も同じである。太賢は「応」とは「容」である。障害や無性ならば戒を成就することができない（云々）といった。「有心」が菩提心ならば、どうしてこのような解釈ができるのか。だから、「有心」とは「情識」のあることを意味する。

引用文からみると、義寂は「有心」を「菩提心」であるとみており、太賢は『戒本宗要』や『古迹記』を通じてみた場合「情識」であ



ると規定していたことになる。このような解釈も〈表二〉の⑤『拾遺鈔』と⑥『拾義鈔』の解釈を受け継いだものである。しかし、義寂であれ、太賢であれ、自ら「有心」について明確に「菩提心」或いは「情識」と明言したことはない。これは『宗要抄』を含む註釈書の解釈である。確実な証拠がないので、論難は続いたものとみられる。まず、この部分に対する『梵網古迹抄』では次のようになっている。

問…義寂疏云。皆応撰仏戒者、謂一切衆生有成仏信心、皆応撰仏戒也。(文) 此釈撰上經文、常作如是信等文。則指菩提心云有心也。今師釈釈不分明云。何可得意乎。答…伝云、有心者、有情識者(為言)。故有心者、得發大心之解釋、尤如是見。依之法銑釈云、簡草木石水故云有心(文)。法蔵疏云、但解法師語、尽受得戒、故云一切有心者等(文)。是等解釋必不約菩提心。但一性宗故、不簡有性無性也。(『梵網古迹抄』卷二、『台湾国家図書館善本仏典』一五・八九中、一六四四年刊本三九丁)

この問いの趣旨は、『義寂疏』をみると、明らかに「有心」を菩提心とみているが、太賢の解釈は明確でなく、どのように理解したら良いかということである。答えは「有心」とは「有情識者」と断言する。これに法銑の釈を用いては無情物は除くから有心といい、法蔵の釈を用いては法師の言葉を理解するほどなら戒を受けるといいながら、義寂の説を批判する。これをみると『宗要抄』のように太賢の立場に立っている。なお、『菩薩戒本宗要纂註』(以下『纂註』と略称)では靈芝(≡元照)の解釈を引用し、『宗要抄』で引用した『古迹記』の意味を補足しながら衆生心だと明言する。<sup>51</sup>日遠の『菩薩戒本宗要私』も太賢の意図は情識だと認めたと見え、義寂師の菩提心説も紹介している。以上のように有心とは情識とみるのが大勢である。

しかし、問いからも分かるように太賢の立場を解釈する際に揺れることもあったようである。照遠の『述迹抄』では同じ文献を読みながら、『宗要抄』或いは『纂註』へとつながる解釈とは反対に「有心」に対する太賢の立場を理解する。則ち、照遠は有心とは菩提心を指すと言いながら、『古迹記』と『義寂疏』を義証として引用している。<sup>52</sup>なお、〈表二〉の⑤『拾遺鈔』の著者定泉は『古迹記』に対する註釈書の『梵網經古迹記報応抄』においては、『義寂疏』のみならず『法銑疏』、『法蔵疏』まで引用しながら「有心」が情識であると主張している。<sup>53</sup>そうすると、定泉と照遠はなぜ相反する見解を主張することとなったのか。これは叡尊の説を継承する西大師系の定泉と、覚盛の説を継承する唐招提寺系の照遠の解釈上の相違によるものとみられる。<sup>54</sup>太賢の著述を通してそれぞれの立場を強めることから、太賢

の著述が両系の論争におけるきつかけを提供したといえよう。更には日本戒律の思想が深化する中心に据えられているとも読み取れる。以上、ひとまず四つの論点に焦点をしばって探ってみた。他にも性罪現行をめぐる慈恩との相違が浮き彫りになり、宗家という日本法相宗説と太賢説の相違も論じられた。<sup>55</sup>太賢の認識をめぐって、宗派や時代にそって研究する必要が生じるが、今後の課題としたい。

## 四、まとめ

以上のように『戒本宗要』とその註釈書について検討してみた。太賢の『古迹記』と『戒本宗要』の註釈書は合わせれば九十種余りのほり、韓半島において撰述された仏教文献の中では最も多くの註釈書が著されているのである。本解題は『戒本宗要』とその註釈書の現況及び主な内容を紹介し、太賢の菩薩戒思想がどのように受け継がれていったのかなどを検討した。<sup>56</sup>

現在、目録などを通じて知られる限り、〈表一〉からわかるように『戒本宗要』の十六種の中で身延文庫と身延山大学附属図書館に所蔵されている文献は珍しいと言える。身延文庫には〈表一〉の⑮道峰の『菩薩戒本ノ宗要ノ科本』が所蔵されているが、これは太賢の『戒本宗要』に道峰の序が付されている写本である。ここまでは今現存している『戒本宗要』の類と変わらない。しかし、身延文庫の写本は科文が冠されて序と本文につながっており、そのようなものとしては最も成立の早いものである。それに似通っているものが、〈表一〉の⑪（一六七五）と⑫（一六九五）である。ところが、〈表一〉の⑪と⑫は『戒本宗要』の本文のみに科段が付されており、序までは科文がない。よって、身延文庫の『菩薩戒本宗要私』は今のところ注目に値する写本である。〈表一〉の⑦身延大学附属図書館の『戒本宗要』は古活字本として珍しいものと言える。

なお、『戒本宗要』の註釈書は目録などを通じてみた場合、三十一種余りの文献が残っており、その中で、一二九五年の『宗要聞書』に序に関して詳しい註釈が施されているが、『宗要聞書』は崩し字で読み難く、研究するためには時間を要することとなる。その次に序の註釈まで読めるものとして『宗要抄』があるので、これを中心に重要な内容をまとめた。まず、『宗要抄』の序の註釈では本浄房が批判されるが、すでに『宗要聞書』においても批判された意見なので、本浄房は一二九五年以前の人物であろう。『宗要抄』では太賢が、円測↓道

証→太賢の系譜で説明される。そこでは円測が玄奘の第一弟子と位置付けられる。そのような正統性をもつ太賢であるとも読み取れる。『戒本宗要』の宗に関しては『古迹記』でいう誠悪行と『戒本宗要』の持犯とを受容するが、法蔵のいう三聚戒を宗とする説はこの誠悪行に会通するので、太賢に対する信頼が読み取れる。戒を受ける者の有心をめぐっては、菩提心（義寂説）、普通の心（太賢説）の両意見が対立する中で、菩提心（義寂説、太賢説）とみる意見もあって、太賢の本意をめぐって意見が分かれることがみられた。これは西大寺系と唐招提寺系の意見の相違なので、今後さらなる検討が必要である。この中、身延文庫に一五九六年の筆写記録を持つ日遠の『菩薩戒本宗要私』が所蔵されているし、今のところ、日蓮宗の人物が著された『戒本宗要』の註釈書としては唯一のものという点で重要である。また、『宗要抄』にある円測の玄奘第一弟子説を継承しているし、有心に関しても『宗要抄』を継承しているので、今後更なる研究のうえ、その性格を明らかにする必要がある。

注

- 1 金天鶴「韓国撰述仏教文献の拡張性に対する一考察―太賢の『菩薩戒本宗要』を中心として―」（『書誌学研究』七十、二〇一七）二〇七頁（韓国語）によると、韓国人によって撰述された十一種類に及ぶ仏教文献に対する註釈書が著された。ここに日本の『国書総目録』にみられる勝莊の『梵網経述記』に対する註釈書となる『梵網経述記冠註』（失）と『梵網経述記集解』（失）を追加すべきである。
- 2 石井公成「『釈摩訶衍論』の成立事情」（『中国の仏教と文化―鎌田茂雄博士還暦記念論集―』大蔵出版、一九八八）三四五―三六四頁（『華嚴思想の研究』春秋社、一九九六に収録）。
- 3 『天台四教儀』に関する註釈書も多いが、その中には『集解』や『集註』に対する復註が多い。
- 4 崔鍾男「太賢の『菩薩戒本宗要』流通本の書誌調査及び対照研究」（『書誌学研究』七四、二〇一八）五三―六九頁（韓国語）。
- 5 京都府立大学の横内裕人教授より関連情報を提供して頂いた。本紙面を借りて感謝申し上げます。
- 6 「日本古典籍総合目録データベース」と徳田明本編『律宗文献目録』（百華苑、一九七四）を主に参照し、「東京大学史料編纂所データベース」、大屋徳城『寧楽刊経史』（内外出版社、一九二二）、そして金天鶴と崔鍾男の前掲論文も参照した。
- 7 「此一巻者、大戒綱紀、律門枢要也。讀此文、則持犯開遮之事輒知。曉此義、則塵沙諸戒之理自明矣。然旧本别有科文、讀者易迷不易解也。余每患之、終不得止、而用叡公之科、分入其章間、兼正其字謬」（奥書）。
- 8 この情報は、龍谷大学の野呂靖准教授より提供して頂いた。本紙面を借りて感謝申し上げます。
- 9 東向観音寺史料調査団「東向観音寺資料目録（四）」（『東京大学日本史学研究室紀要』一一一、二〇〇八）二二七―二八七頁。十二函の六・七にある。

- 10 大谷由香「太賢『梵網經古迹記』の日本における活用について」(『龍谷大學論集』四九二、二〇一八)一〇～一二頁。
- 11 吉津宜英『華嚴一乘思想の研究』(大東出版社、一九九二)六六三～六六八頁。
- 12 蔡印幻『新羅仏教戒律思想研究』(国書刊行会、一九七七)四二六頁、崔源植『新羅菩薩戒律思想史研究』(民族社、一九九九)一八七～一八八頁(韓国語)。
- 13 蔡印幻前掲書三六二～三六五、四三八～四九八頁。大韓仏教曹溪宗韓国伝統思想書刊行委員会『韓国伝統思想叢書・仏教篇一 精選戒律訳註』(大韓仏教曹溪宗出版部、二〇一〇)六二〇～六六四頁(韓国語)。
- 14 蔡印幻前掲書四二六頁。
- 15 石田瑞磨『菩薩戒本宗要輔行文集解題』(『国訳一切経 和漢撰述部 諸宗部十六』大東出版社、一九三六)三頁。
- 16 石田瑞磨前掲書三頁。
- 17 石田瑞磨前掲書四頁。
- 18 『菩薩戒本宗要』「四如説修行者。誓起十地、遠志菩提。出家辞別、所愛之類。掃衣量鉢、如法受持。樹百姓門以為家糧。戒定慧中如説修行」(大正四五・九一六下)。
- 19 蔡印幻前掲書四七七頁。
- 20 金天鶴前掲論文二〇一七、二一六頁。
- 21 蔡印幻前掲書四二七～四二九頁。
- 22 金天鶴前掲論文二〇一七、二一七～二一八頁。<http://basel.nijiac.jp/~knoten/> (二〇二〇年三月二七日検索)。
- 23 金天鶴『『菩薩戒本宗要抄』の文献的意義と新羅太賢に対する認識』(『新羅文化』五五、二〇二〇)一〇七～一〇八頁(韓国語)を参照されたい。この目録は蔡印幻氏の前掲書を参照しながら追加してまとめた。なお、以下の註釈書の論点についても、拙稿から抜粋した部分が多いので、特に問題がなければ註を施さないことを予めお断りする。
- 24 『菩薩戒本宗要雜文集』「千歳之後二宗肇興」(大正七四・四〇中)、「執有則遣空著空則遣有」(大正七四・四〇中)、「則五日傳照於五天」(大正七四・四〇中)。
- 25 永村眞『中世顕密聖教の史料学的研究』(永村眞、二〇〇七)一八一頁。この資料と合わせて写本の一部は、今回東大寺図書館の坂東俊彦氏に提供して頂いた。本紙面を借りて感謝申し上げます。金天鶴前掲論文二〇二〇にはない情報である。
- 26 神奈川県立金沢文庫・東国大学校仏教文化研究院HK研究団『特別展 アンニョンハセヨ! 元暁法師―日本がみつめた新羅・高麗仏教―』(神奈川県立金沢文庫、二〇一七)(資料十一、十二)一八頁。
- 27 金天鶴所持本。
- 28 金天鶴所持本。
- 29 身延文庫典籍目録編輯委員会『身延文庫典籍目録 中』(身延文庫、二〇〇四)20-A-20 一〇〇頁。これに関する詳しい情報は、本書収録の桑名法晃

の解題を参照されたい。

- 30 蔡印幻前掲書四一九～四二二頁。
- 31 大谷由香前掲論文一五～二二頁。
- 32 大谷由香前掲論文二六頁。
- 33 金天鶴前掲論文二〇一七、二〇三～二二五頁。
- 34 参考までに②～⑥の例を紹介する。
- ②有抄云（本浄房）悠々者総其期遠云詞也 謂衆生輪廻惡趣過去迦迦未來無窮也云云（序三表）
- ③古義云（本浄房）塵業者、業雜染漏根者。苦雜染也。有漏六根故也。惑樹煩惱也。師云似有其謂然見文勢稍踈也 解云漏根惑樹煩惱雜染塵業攀緣業雜染也群動衆人苦雜染也（序四表）
- ④本浄房抄物出前二義已初爲不正後爲正義也 師云此等諸義皆不合文意也（序十一裏）
- ⑤本浄房云此等皆每人無不見聞故爲喩 師云此義非也 爾者何幽跡云乎 亦何不載僧伝乎（序十三裏～十四表）
- ⑥陸海者本浄房云陸地与大海也 師難言如何泛陸地於舟乎（序十四裏）
- 35 金天鶴前掲論文二〇一七、二一九頁。神奈川県立金沢文庫・東国大学校仏教文化研究院HK研究団前掲書一七頁（資料十の解題）。
- 36 本浄房はS A Tから二回（大正五一・一六一中、大正八三・四六二上）ヒットされる。なお、定泉『古迹記補忘抄』（『日本大藏経』三七・二一七、二三三）に本浄（静）長老という字号が出る。本浄長老はS A Tから三回（大正六二・四三九中、大正七四・一二三三中、大正七四・一二三三）ヒットされるが、その中で、照遠『行事鈔』到北京本浄長老という名称も登場する。よって北京泉涌寺との関連性も含め今後検討すべきである。
- 37 蔡印幻前掲書三五五頁。
- 38 『日本大藏経』三八・二三三上。
- 39 『梵網古迹抄』卷一（『台湾国家図書館善本仏典』一五・一一中）。
- 40 『日本大藏経』三九・二八四下。
- 41 現存している『宗要抄』の写本は一五六五年写であり、道峰序の註釈がない。版本は一六四七年刊であり、道峰序の註釈が付いている。今のところ、『宗要抄』における道峰序の註の成立年代については検討を要するが、ここでは一五六五年に同時に書かれたとみたい。そうした想定から見ると、『菩薩戒本宗要私』が『宗要抄』より引用したこととなる。
- 42 『梵網経古迹記』卷一「誠悪行者、即経後説十重四十八輕戒行」（大正四〇・六八九下）。
- 43 『菩薩戒本宗要』卷一「今依此経釈持犯要」（大正四五・九一五中）。
- 44 『菩薩戒本宗要抄』卷一「依元曉師持犯要記集此要文故云撰」（上三裏）。
- 45 『菩薩戒本宗要抄』卷一「宗要者有二義。一以誠悪行爲宗。上卷古迹釈宗趣文爲証也。一義云。以持犯爲宗。下文云今依此経釈持犯要（文）故持犯爲宗也 或云又有一義以三聚爲宗。（云云）此不異初義也。三聚物爲誠悪行故」（上二裏）。

- 46 『梵網經菩薩戒本疏』卷一「宗中亦二。先總後別。總者、以菩薩三聚淨戒為宗。以是文中正所詮顯。所尊所崇唯此行故」(大正四〇・六〇四上)。
- 47 定泉『梵網經古迹記補忘抄』(『日本大藏經』三七・二〇八下～二〇九上)。
- 48 定泉『梵網經古迹記補忘抄』「答彼師且積下卷戒本。是故取誠惡行門為宗也。若通上下兩卷解積、如今師可立二門也」(『日本大藏經』三七・二〇八下)。
- 49 『菩薩戒本宗要』卷一「能成者。如經曰。一切有心者、皆應撰仏戒。謂無上乘、至深至広」(大正四五・九一五中)。
- 50 『菩薩戒本疏』卷一(大正四〇・六六一上)。
- 51 『菩薩戒本宗要纂註』「靈芝云有心即目衆生・華嚴云・凡有心者、皆當作仏是也。皆應撰者、古迹云・有障無性不成戒故」(『日本大藏經』三九・二九八下)。「有心云く仏是也」は靈芝『四分律含注戒本疏行宗記』卷四(『新纂大日本統藏經』四〇・一七四中)の文章。
- 52 『述迹抄』「問有心之言正指菩提心見 是以下積之 有心者得發大心 爾者是非有情儀 旨積分明 加之 義寂疏云 一切有心皆應撰仏戒者 謂一切衆生道成仏信心皆應撰受諸仏戒也 此積意接上經文得意也」(『日本大藏經』三八・三一七下～三一八上)。
- 53 『日本大藏經』三七・二六六下～二六七上。
- 54 両文献については、『日本大藏經』第九七卷の解題二四四、一四六項目を参照されたい。両寺の対立については、石田瑞麿『日本仏教における戒律の研究』第五章「鎌倉時代における戒律」(中山書房、一九六三初刷、一九七六再刷)、蓑輪頭量『中世初期南都戒律復興の研究』第十章「覚盛と叡尊の戒犯意識の相違」(法蔵館、二〇〇〇)、照遠『述迹抄』では叡尊の見解を批判する例(『日本大藏經』三八・二四二下～二四三上、二六一上、三四二下、三四三下、三九・二八上等々)が見受けられる。
- 55 性罪現行をめぐって慈恩との相違が浮き彫りになり、宗家の解釈との相違も取りざたされている。詳しくは、金天鶴前掲論文二〇二〇、一〇七～一〇八頁を参照されたい。
- 56 本解題の作成にあたり、身延山大学の金炳坤准教授に多大なご教示を頂いた。本紙面を借りて感謝申し上げます。